

**災害時における相互応援**

**報告様式**

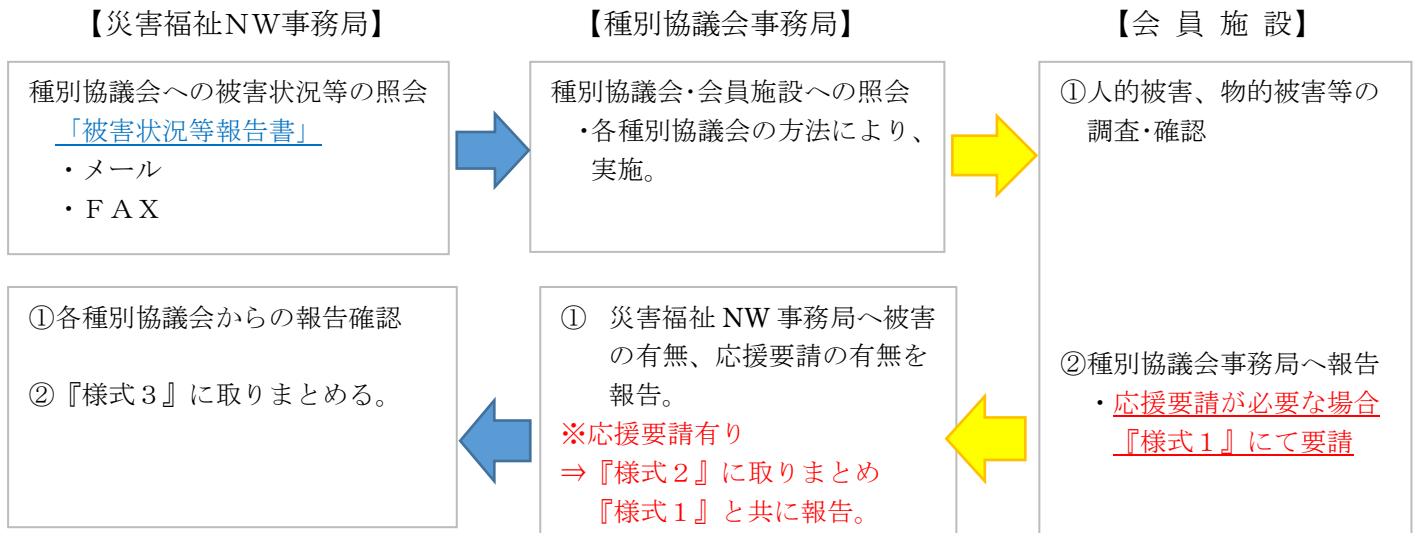
● 災害福祉支援ネットワーク 支援フロー	
・ 災害福祉支援ネットワーク 支援フローについて	1
● 災害福祉支援ネットワーク事務局 ⇄ 各種別協議会	
・ 「被害状況等報告書（アンケート方式）」	2
・ 「応援状況等確認書（アンケート方式）」	3
● 種別協議会 ⇄ 会員施設間 ⇄ 災害福祉支援ネットワーク事務局	
・ 様式 1 「災害【応援要請】連絡票」	4
・ 様式 2 「災害【応援要請施設】一覧表」	5
・ 様式 3 「災害【応援要請施設（NW 全体）】一覧表」	6
・ 様式 4 「災害【応援可能事項】報告票」	7
・ 様式 5 「災害【応援可能施設】一覧表」	8
・ 様式 6 「災害【応援要請事項】連絡票」「災害【応援計画】連絡票」	9
・ 「災害時相互応援協定」に基づく災害応援職員派遣・報告書	10
・ 「災害時相互応援協定」に基づく災害応援報告書	11
・ 様式 7 「災害応援活動報告書」	12
・ 「災害時相互応援協定」に基づく災害応援職員派遣・報告書	13
・ 「災害時相互応援協定」に基づく災害応援報告書	14
● 社会福祉施設の災害時における相互応援に関する基本協定書	15
● 参考資料	
気象警報・注意報の種類	17
洪水に関する用語	20

## ●災害福祉支援ネットワーク 支援フローについて

### ◆被災状況の確認・応援要請

災害発生時の被害状況の把握に際して、災害福祉支援ネットワーク事務局は、各種別協議会事務局を通じて、県内施設の被災状況の把握に努め、応援要請の可否に基づき、支援活動を展開する。

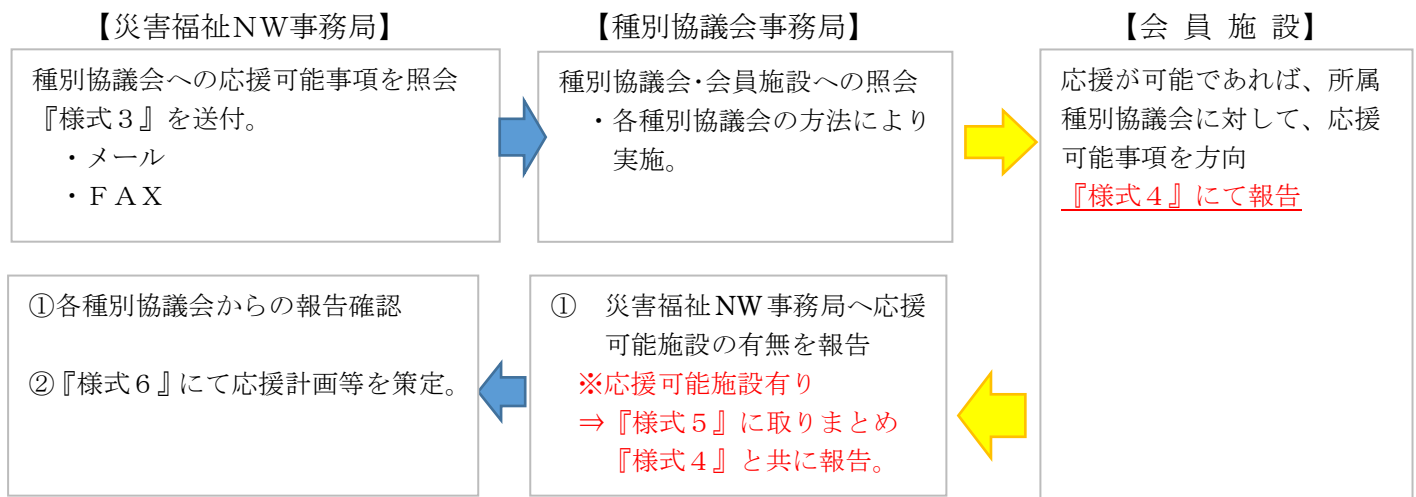
応援要請施設がある場合は、被災施設が「様式1」を記入し、所属種別協議会が「様式2」に取りまとめ、災害福祉NW事務局に報告。災害福祉NW事務局が「様式3」に取りまとめる。



### ◆応援可能施設の照会・応援計画の策定

災害福祉NW事務局が「様式3」の応援要請施設（NW全体）一覧を各種別協議会事務局に報告し、会員施設に展開。

応援可能施設は、応援可能事項を「様式4」に記入し、所属種別協議会に提出。所属種別協議会は、「様式5」に取りまとめ、災害福祉NW事務局に報告。



### ◆応援の実施

災害福祉NW事務局より、種別協議会を通じて「様式6」応援要請事項・応援計画を被災施設、応援可能施設に通知し、応援を実施する。

なお、被災施設は、終了時には、「様式7」に必要事項を記入し、所属種別協議会を通じて災害福祉NW事務局に報告。

■連絡方法

メール：docomo 同報メール

F A X：一斉送信

## 被害状況等報告書

(例文)

令和元年〇〇月〇〇日 〇〇時〇〇分、〇〇市に大雨警報、〇〇市、〇〇市に土砂災害警報が出された。

群馬県では災害対策本部を設置しました。

『社会福祉施設の災害時における相互応援に関する基本協定書』に基づき、各種別協議会へ被害状況等について確認を行うものです。

〔1〕 人的被害

- ・有り
- ・無し

〔2〕 物的被害

- ・有り
- ・無し

〔3〕 所属団体への応援要請の必要性

- ・有り
- ・無し

〔4〕 ネットワークへの応援要請の必要性

- ・有り
- ・無し

〔5〕 コメント（応援が必要な場合の具体的な内容）

■連絡方法

メール：docomo 同報メール

F A X：一斉送信

## 応援状況等確認書

(例文)

●●市の福祉施設「施設(c)」より、前日から大雨の影響により、周辺道路が冠水し、各地で床上・床下浸水の被害が出ております。

「施設(c)」が所属するB協議会内の他の施設への避難が困難なため、長期避難を視野に入れた受入について災害福祉支援ネットワーク事務局へ依頼がありました。

『社会福祉施設の災害時における相互応援に関する基本協定書』に基づき、他の種別協議会へ応援の可否について確認を行うものです。

〔1〕利用者等の受入について

可能

不可能

〔2〕職員の応援等について

可能

不可能

〔3〕物資等による支援について

可能

不可能

〔4〕応援が可能な場合の具体的な内容

様式1  
(第3条)

第1項・第2項(被災施設等 ⇒ 種別協議会事務局 ⇒ 災害NW事務局)

※種別協議会事務局は、会員施設より提出された本票を取りまとめの上、様式2と共に災害W事務局へ提出

## 災害【応援要請】連絡票

令和 年 月 日 ( ): 時 分 発信 (全 枚)

(自らが加入する協議会) 事務局 御中  
(Fax / E-mail : )

施設種別 : \_\_\_\_\_  
施設名称 : \_\_\_\_\_  
発信者名 : \_\_\_\_\_  
連絡先 : \_\_\_\_\_

災害時応援協定第3条第1項に基づき、応援を要請したいので、以下のとおり連絡します。

### ■被害の状況(応援施設の場合は、省略可)

発生した災害種類	<input type="checkbox"/> 地震 <input type="checkbox"/> 風水害 <input type="checkbox"/> 土砂災害 <input type="checkbox"/> 雪害 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
災害発生の時期	令和 年 月 日 ( ) 時 分頃		
被害状況 (被害の程度など) (レ点チェック)	人的被害	<input type="checkbox"/> 死者 ( ) 名 <input type="checkbox"/> 行方不明者 ( ) 名 <input type="checkbox"/> 重傷者 ( ) 名 <input type="checkbox"/> 軽傷者 ( ) 名 <input type="checkbox"/> その他 ( )	
	物的被害 ライフライン	<input type="checkbox"/> 床下浸水 <input type="checkbox"/> 床上浸水 <input type="checkbox"/> 全壊 <input type="checkbox"/> 半壊 <input type="checkbox"/> 一部破損 ( )	
	避難の有無	<input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ( ) 名・避難場所 ( )	

### ■必要な人材の派遣

職種	人数	主な内容	期間
			月 日 ( ) ~ 日 ( ) (日間)

### ■食料、飲料水および生活必需品の提供

内容(品名等)・数量

### ■利用者等の受入・場所の提供

内容(名称、住所、受入希望人数等)・箇所数

### ■必要な資機材(車両含む)および物資の提供

内容(品名等)・数量

### ■応援の場所およびその場所への経路

場 所	住所	(〒 - )
	TEL / FAX	TEL - - FAX - -
	電子メール	@

### ■その他必要な連絡事項等

--

様式2  
(第3条)

第2項(種別協議会事務局⇒災害NW事務局) ※様式1と共に提出

## 災害【応援要請施設】一覧表

令和 年 月 日 ( ): 時 分 発信 (全 枚)

群馬県災害福祉支援ネットワーク事務局 御中

種別協議会名: \_\_\_\_\_

発信者名: \_\_\_\_\_

連絡先: \_\_\_\_\_

災害時応援協定第3条第2項に基づき、応援を要請のあった施設について、以下のとおり連絡します。

なお、応援要請内容の詳細については、別添様式1をご確認下さい。

【応援要請施設数 \_\_\_\_\_ 件】

No.	施設名	所在地	依頼内容	備考
1			人・物・場所・その他	
2			人・物・場所・その他	
3			人・物・場所・その他	
4			人・物・場所・その他	
5			人・物・場所・その他	
6			人・物・場所・その他	
7			人・物・場所・その他	
8			人・物・場所・その他	
9			人・物・場所・その他	
10			人・物・場所・その他	

■その他必要な連絡事項

--

災害【応援要請施設(NW全体)】一覧表

令和 年 月 日( ): 時 分発信(全 枚)

災害NW協定加盟種別協議会事務局 御中

群馬県災害福祉支援ネットワーク事務局

発信者名: \_\_\_\_\_

連絡先: \_\_\_\_\_

今般の災害により、被災施設等から災害時応援協定第3条第1項に基づく応援の要請がありましたので、以下のとおり連絡します。

つきましては、応援要請内容をご検討いただき、応援可能な場合には、\_\_\_\_月\_\_\_\_日( )までに別紙様式4により、ご報告ください。

【応援要請施設数 \_\_\_\_\_ 件】

No.	種別	施設名	所在地	依頼内容	備考
1				人・物・場所・その他	
2				人・物・場所・その他	
3				人・物・場所・その他	
4				人・物・場所・その他	
5				人・物・場所・その他	
6				人・物・場所・その他	
7				人・物・場所・その他	
8				人・物・場所・その他	
9				人・物・場所・その他	
10				人・物・場所・その他	

■その他必要な連絡事項等



災害【応援可能事項】報告票

令和 年 月 日 ( ) : 時 分 発信 (全 枚)

(自らが加入する協議会) 事務局 御中

(Fax : / E-mail : )

施設名 : \_\_\_\_\_  
所在地 : \_\_\_\_\_  
発信者名 : \_\_\_\_\_  
連絡先 : \_\_\_\_\_

令和 年 月 日 付けで貴事務局から連絡のありました応援要請事項について、当施設として応援可能な事項を以下のとおり報告します。

1. 応援可能施設 ※応援可否は、○(要請内容全てに対応可能) ・ △(一部対応可能) ・ ×(対応不可能)で回答し、  
応援可能な被災施設名を記入。

項目	応援可否	応援可能な被災施設名	備考
(1)職員の派遣			
(2)食糧等の提供			
(3)利用者の受入			
(4)資機材の提供			

2. 詳細情報

(1)派遣可能職員数【 人】(期間： 月 日 ~ 月 日)

(2)食料、飲料水および生活必需品等の提供

内容 (品名等) ・ 数量	備考 (提供可能日等)

(3)利用者の受入可能人数【 人】

(受入施設所在地： )

(4)資機材 (車両含む) および物資の提供

内容 (品名等) ・ 数量	備考 (提供可能日等)

■その他必要な連絡事項等

--

様式5  
(第4条)

第2項(種別協議会事務局⇒災害NW事務局) ※様式4と共に提出

## 災害【応援可能施設】一覧表

令和 年 月 日( ): 時 分 発信(全 枚)

群馬県災害福祉支援ネットワーク事務局 御中

種別協議会名: \_\_\_\_\_

発信者名: \_\_\_\_\_

連絡先: \_\_\_\_\_

令和 年 月 日付けで貴事務局から連絡のありました応援要請事項について、応援可能な会員施設を以下のとおり報告します。

なお、応援可能事項の詳細については、別紙様式4をご確認下さい。

【応援可能施設数 \_\_\_\_\_ 件】

No.	施設名	応援可能先施設	備考
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			

■その他必要な連絡事項

--

様式6  
(第4条第2項)  
(第4条第3項)

第2項 (災害NW事務局 ⇒ 種別協議会事務局 ⇒ 加入施設)

第3項 (災害NW事務局 ⇒ 種別協議会事務局 ⇒ 被災施設等)

災害【応援要請事項】連絡票

災害【応援計画】連絡票

令和 年 月 日 ( ): 時 分 発信 (全 枚)

応援可能施設の長 様  
被災施設等の長 様

種別協議会名 : \_\_\_\_\_  
代表者名 : \_\_\_\_\_  
発信者名 : \_\_\_\_\_  
連絡先 : \_\_\_\_\_

群馬県災害福祉支援  
ネットワーク事務局長 (県社協会長)  
発信者名 : \_\_\_\_\_  
連絡先 : \_\_\_\_\_

今般の災害に伴う、被災施設等からの応援要請事項について、貴殿からの報告頂いた応援可能(要請)事項をもとに需給調整を行いました。

つきましては、これにかかる応援計画を別紙のとおり通知しますので、御対応よろしくお願いたします。

1. 応援可能施設

施設種別 : \_\_\_\_\_  
施設名称 : \_\_\_\_\_  
担当者名 : \_\_\_\_\_  
連絡先 : \_\_\_\_\_  
住所 : \_\_\_\_\_

2. 被災施設等

施設種別 : \_\_\_\_\_  
施設名称 : \_\_\_\_\_  
担当者名 : \_\_\_\_\_  
連絡先 : \_\_\_\_\_  
住所 : \_\_\_\_\_

「災害時相互応援協定」に基づく  
 ≪ (被災施設等名) ≫への災害応援職員派遣 (8月18日～31日)

派遣先	8月18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
<b>1. 派遣元施設</b> 施設種別： _____ 施設名称： _____ 担当者名： _____ 連絡先： _____ 住所： _____	〇〇〇〇 (身体、介護職、女)													
	〇〇〇〇 (知的、介護職、男)													
	〇〇〇〇 (児童、相談員、女)													
	〇〇〇〇 (保育、保育士、女)													
<b>2. 派遣先施設</b> 施設種別： _____ 施設名称： _____ 担当者名： _____ 連絡先： _____ 住所： _____					〇〇〇〇 (身体、介護職、女)									
					〇〇〇〇 (知的、介護職、男)									
					〇〇〇〇 (知的、介護職、女)									
					〇〇〇〇 (児童、相談員、女)									
					〇〇〇〇 (保育、保育士、女)									
					〇〇〇〇 (身体、介護職、男)									
					〇〇〇〇 (知的、介護職、女)									
					〇〇〇〇 (知的、介護職、女)									
					〇〇〇〇 (知的、介護職、男)									
					〇〇〇〇 (身体、介護職、女)									
					〇〇〇〇 (身体、介護職、男)									
					〇〇〇〇 (知的、介護職、女)									
				〇〇〇〇 (知的、介護職、男)										
								〇〇〇〇 (身体、介護職、女)						
								〇〇〇〇 (知的、介護職、男)						
								〇〇〇〇 (児童、相談員、女)						
								〇〇〇〇 (保育、保育士、女)						

様式6 関係

「災害時相互応援協定」に基づく《（被災施設等名）》への災害応援

1. 提供元施設

施設種別： \_\_\_\_\_  
 施設名称： \_\_\_\_\_  
 担当者名： \_\_\_\_\_  
 連絡先： \_\_\_\_\_  
 住 所： \_\_\_\_\_

2. 提供先施設（被災施設等）

施設種別： \_\_\_\_\_  
 施設名称： \_\_\_\_\_  
 担当者名： \_\_\_\_\_  
 連絡先： \_\_\_\_\_  
 住 所： \_\_\_\_\_

3. 食料、飲料水及び生活必需品の提供】

No.	内容（品名等）	数量	提供予定日	備考
例	ミネラルウォーター（ペットボトル 500ml）	300		
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

4. 避難および生活支援に必要な場所の提供

No.	施設名・住所	受入人数	受入開始予定日	備考
例	〇〇〇施設（〇〇市〇〇11-22）	10		*世帯の場合は2世帯
1				
2				
3				
4				
5				

5. 資機材（車両含む）および物資の提供

No.	内容（品名等）	数量	提供予定日	備考
例	入浴車	1		*8月25日までの貸出
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

様式 7  
(第 5 条関係)

(被災施設等 ⇒ 種別協議会事務局 ⇒ 災害 NW 事務局)

## 災害応援活動報告書

令和 年 月 日 ( ) : 時 分 発信 (全 枚)

\_\_\_\_\_協議会事務局 御中  
群馬県災害福祉支援  
ネットワーク事務局 (県社協 施設福祉課) 御中

施設種別 : \_\_\_\_\_  
施設名称 : \_\_\_\_\_  
代表者名 : \_\_\_\_\_  
発信者名 : \_\_\_\_\_  
連絡先 : \_\_\_\_\_

今般の災害に伴う応援活動が終了したので、災害応援活動報告書を別紙のとおり提出します。

「災害時相互応援協定」に基づく  
 ≪ (被災施設等名) ≫への災害応援職員派遣・報告書 (8月18日～31日)

応援協議会名：

派遣地	8月18日	19日	20日	21日	22日	23日	24日	25日	26日	27日	28日	29日	30日	31日		
	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月		
<b>1. 派遣元施設</b> 施設種別： _____ 施設名称： _____ 担当者名： _____ 連絡先： _____ 住 所： _____	〇〇〇〇 (身体、介護職、女)															
			〇〇〇〇 (身体、介護職、女)			〇〇〇〇 (身体、介護職、男)					〇〇〇〇 (身体、介護職、男)					
<b>2. 派遣先施設</b> 施設種別： _____ 施設名称： _____ 担当者名： _____ 連絡先： _____ 住 所： _____							〇〇〇〇 (身体、介護職、女)			〇〇〇〇 (身体、介護職、男)						
												〇〇〇〇 (身体、介護職、女)				
活動内容					課題等						その他 特記 事項					

様式7関係

「災害時相互応援協定」に基づく《(被災施設等名)》への災害応援報告書

1. 提供元施設

施設種別： \_\_\_\_\_  
 施設名称： \_\_\_\_\_  
 担当者名： \_\_\_\_\_  
 連絡先： \_\_\_\_\_  
 住所： \_\_\_\_\_

2. 提供先施設 (被災施設等)

施設種別： \_\_\_\_\_  
 施設名称： \_\_\_\_\_  
 担当者名： \_\_\_\_\_  
 連絡先： \_\_\_\_\_  
 住所： \_\_\_\_\_

3. 食料、飲料水及び生活必需品の提供】

No.	内容 (品名等)	数量	提供予定日	備考
例	ミネラルウォーター(ペットボトル 500ml)	300		
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				

4. 避難および生活支援に必要な場所の提供

No.	施設名・住所	受入人数	受入開始予定日	備考
例	〇〇〇施設 (〇〇市〇〇11-22)	10		*世帯の場合は2世帯
1				
2				
3				
4				
5				

5. 資機材 (車両含む) および物資の提供

No.	内容 (品名等)	数量	提供予定日	備考
例	入浴車	1		*8月25日までの貸出
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				
9				
10				



## 社会福祉施設の災害時における相互応援に関する基本協定書

群馬県（以下「甲」という。）、社会福祉法人群馬県社会福祉協議会（以下「乙」という。）及び群馬県社会福祉法人経営者協議会、群馬県老人福祉施設協議会、群馬県身体障害者施設協議会、公益社団法人群馬県知的障害者福祉協会、特定非営利活動法人群馬県精神障害者社会復帰協議会、一般社団法人群馬県社会就労センター協議会、群馬県救護施設協議会、群馬県保育協議会、群馬県児童養護施設連絡協議会、群馬県乳児福祉協議会、群馬県母子生活支援施設協議会（以下総称して「丙」という。）は、災害発生時において相互に協力し、施設利用者及び施設利用児童（以下、「施設利用者等」という。）の安全・安心な生活の確保及び施設の安定的な運営に備えるため、次のとおり協定を締結する。

### （目的）

第1条 この協定は、群馬県内において災害対策基本法（昭和36年11月15日法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、甲、乙及び丙が相互に協力し、丙に加入する社会福祉施設等が相互応援活動を円滑に実施し、施設利用者等の安全の確保及び施設の安定的な運営等を図ることを目的とする。

### （応援内容）

第2条 相互応援の内容は、次のとおりとする。

- （1）被災施設利用者等の一時的収容のための施設の提供
- （2）被災施設及び応援施設（以下「被災施設等」という。）に係る食料・飲料水などの生活必需物資の供給
- （3）被災施設等に係る必要な職員の派遣
- （4）相互応援に必要な資機材（車両含む）の提供
- （5）前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

### （応援要請の手続き）

第3条 前条に規定する応援を必要とする被災施設等は、丙に対し、次の事項を明らかにして文書をもって要請を行うものとする。ただし、緊急を要する場合等においては、口頭により行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

- （1）被災施設等の概要及び被害状況
- （2）応援の内容及び必要量
- （3）応援を必要とする期間
- （4）被災施設等への経路
- （5）前各号に定めるもののほか必要な事項

2 前項の要請を受けた丙は、乙に対して速やかに要請の内容を報告するものとする。

### （応援の実施）

第4条 乙は、前条第2項の報告を受けたときは、速やかに甲及び丙と対応を協議し、前条各号に掲げる事項を盛り込んだ応援計画（以下、「計画」という。）を作成するものとする。

2 乙は、前項の計画に基づき社会福祉施設等に対して応援の要請をすときは、文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合等においては、口頭により行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

3 乙は、前項の応援要請と同時に、被災施設等に対して応援計画を文書により通知するものとする。ただし、緊急を要する場合等においては、口頭により行い、その後速やかに文書を提出するものとする。

(終了報告)

第5条 応援を受けた被災施設等は、この協定に基づく応援業務が終了したときは、次に掲げる事項の実績を文書で乙及び丙に報告するものとする。

- (1) 応援を受けた社会福祉施設等の名称
- (2) 提供を受けた応援の内容及び数量
- (3) 応援活動の実施期間（職員の派遣に限る。）

2 乙は、前項の報告を受けた時は、速やかに甲に文書の写しを提出するものとする。

(費用負担)

第6条 本協定に基づく業務に係る費用については、原則として丙又は応援を受けた被災施設等が負担するものとする。

(情報の交換、協議及び訓練)

第7条 甲、乙及び丙は、災害時等における相互応援活動が円滑に実施できるよう、平時から災害時における福祉の広域的な支援について協議するネットワーク（以下「群馬県災害福祉支援ネットワーク」という。）を整備するものとする。

2 甲、乙及び丙は、年に一度の頻度で訓練を実施する。なお、訓練内容は、群馬県災害福祉支援ネットワークで協議の上、決定する。

3 群馬県災害福祉支援ネットワークの事務局は、乙に置くものとする。

(秘密保持及び個人情報の保護)

第8条 甲、乙及び丙は、この協定の実施にあたり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

また、この協定の実施にあたり知り得た個人情報を協定の目的以外に利用し、又は第3者に提供してはならない。

(有効期間)

第9条 この協定の有効期間は、平成28年4月1日から平成29年3月31日までとする。

ただし、この協定の有効期間満了の日の2か月前までに、甲、乙及び丙のいずれからも申し出がないときは、さらに1年間更新するものとし、以後もまた同様とする。

(協議)

第10条 この協定に定めのない事項又は疑義が生じた事項については、甲、乙及び丙が協議して定めるものとする。

## 気象警報・注意報の種類

このページでは、大雨、洪水、高潮など、気象等の特別警報・警報・注意報について解説しています。

## 気象等の特別警報の種類と内容

警報の発表基準をはるかに超える大雨等が予想され、重大な災害が発生するおそれが著しく高まっている場合、特別警報を発表し、最大級の警戒を呼びかけます。気象庁では以下の6種類の特別警報を発表しています。

大雨特別警報	大雨特別警報は、台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想される場合、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合に発表します。大雨特別警報が発表された場合、重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれが著しく大きい状況が予想されます。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨特別警報(土砂災害)」、「大雨特別警報(浸水害)」又は「大雨特別警報(土砂災害、浸水害)」のように発表します。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが著しく大きい場合には発表を継続します。
大雪特別警報	大雪特別警報は、数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合に発表します。
暴風特別警報	暴風特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合に発表します。
暴風雪特別警報	暴風雪特別警報は、数十年に一度の強度の台風と同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合に発表します。
波浪特別警報	波浪特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合に発表します。
高潮特別警報	高潮特別警報は、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合に発表します。

## 気象等の警報の種類と内容

警報とは、重大な災害が発生するおそれのあるときに警戒を呼びかけて行う予報です。気象庁では以下の7種類の警報を発表しています。

大雨警報	大雨警報は、大雨による重大な土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。特に警戒すべき事項を標題に明示して「大雨警報(土砂災害)」、「大雨警報(浸水害)」又は「大雨警報(土砂災害、浸水害)」のように発表します。雨が止んでも重大な土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続します。
洪水警報	洪水警報は、河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水や氾濫により重大な洪水害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。対象となる重大な洪水害として、河川の増水・氾濫及び堤防の損傷・決壊、並びにこれらによる重大な浸水害があげられます。

大雪警報	大雪警報は、降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
暴風警報	暴風警報は、暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
暴風雪警報	暴風雪警報は、雪を伴う暴風により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。暴風による重大な災害のおそれに加え、暴風で雪が舞って視界が遮られることによる重大な災害のおそれについても警戒を呼びかけます。ただし「大雪＋暴風」の意味ではなく、大雪により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときには大雪警報を発表します。
波浪警報	波浪警報は、高波による遭難や沿岸施設の被害など、重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
高潮警報	高潮警報は、台風や低気圧等による異常な潮位上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。

## 気象等の注意報の種類と内容

注意報とは、災害が発生するおそれのあるときに注意を呼びかけて行う予報です。気象庁では以下の16種類の注意報を発表しています。

大雨注意報	大雨注意報は、大雨による土砂災害や浸水害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。雨が止んでも、土砂災害等のおそれが残っている場合には発表を継続します。
洪水注意報	洪水注意報は、河川の上流域での大雨や融雪によって下流で生じる増水により洪水害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。対象となる洪水害として、河川の増水及び堤防の損傷、並びにこれらによる浸水害があげられます。
大雪注意報	大雪注意報は、降雪や積雪による住家等の被害や交通障害など、大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
強風注意報	強風注意報は、強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
風雪注意報	風雪注意報は、雪を伴う強風により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。強風による災害のおそれに加え、強風で雪が舞って視界が遮られることによる災害のおそれについても注意を呼びかけます。ただし「大雪＋強風」の意味ではなく、大雪により災害が発生するおそれがあると予想したときには大雪注意報を発表します。
波浪注意報	波浪注意報は、高波による遭難や沿岸施設の被害など、災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
高潮注意報	高潮注意報は、台風や低気圧等による異常な潮位上昇により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。

雷注意報	雷注意報は、落雷のほか、急な強い雨、竜巻等の突風、降ひょうといった積乱雲の発達に伴い発生する激しい気象現象による人や建物への被害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
濃霧注意報	濃霧注意報は、濃い霧により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。対象となる災害として、濃い霧により見通しが悪くなることによる交通障害等の災害があげられます。
乾燥注意報	乾燥注意報は、空気の乾燥により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、大気の乾燥により火災・延焼等が発生する危険が大きい気象条件を予想した場合に発表します。
なだれ注意報	なだれ注意報はなだれによる災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。山などの斜面に積もった雪が崩落することによる人や建物の被害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。
着氷注意報	着氷注意報は、著しい着氷により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、水蒸気や水しぶきの付着・凍結による通信線・送電線の断線、船体着氷による転覆・沈没等の被害が発生するおそれのあるときに発表します。
着雪注意報	着雪注意報は、著しい着雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、雪が付着することによる電線等の断線や送電鉄塔等の倒壊等の被害が発生する(気温0℃付近で発生しやすい)おそれのあるときに発表します。
融雪注意報	融雪注意報は、融雪により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、積雪が融解することによる土砂災害や浸水害が発生するおそれがあるとときに発表します。
霜注意報	霜注意報は、霜により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、春・秋に気温が下がって霜が発生することによる農作物や果実の被害が発生するおそれのあるときに発表します。
低温注意報	低温注意報は、低温により災害が発生するおそれがあると予想したときに発表します。具体的には、低温のよる農作物の被害(冷夏の場合も含む)や水道管の凍結や破裂による著しい被害の発生するおそれがあるとときに発表します。

## 洪水に関する用語

### ◆水防団待機水位

水防団が待機する水位。住民に行動を求めるレベルではない。

### ◆氾濫注意水位

増水時に災害が起こるおそれがある水位。河川の氾濫の発生に注意を求めるレベルに相当する。

※洪水予報指定河川では、水位が氾濫注意水位に到達し、さらに上昇する場合に××川氾濫注意情報を発表する。

### ◆避難判断水位

住民に対し氾濫発生の危険性についての注意喚起を開始する水位。市町村長の避難準備・高齢者等避難開始の発表判断の目安。

※洪水予報指定河川では、避難判断水位に到達し、さらに上昇が見込まれる場合、あるいは一定時間後に氾濫危険水位に到達が見込まれる場合に××川氾濫警戒情報を発表する。

### ◆氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生ずる氾濫の起こるおそれがある水位。市町村長の避難勧告等の発令判断の目安。

※洪水予報指定河川では、水位が氾濫危険水位に到達した場合、××川氾濫危険情報を発表する。

### ◆洪水特別警戒水位

水防法の規定により、洪水予報指定河川以外の河川で、水位周知を行う河川において、洪水による災害の発生を特に警戒すべきとして設定された水位。市町村長の避難勧告等の発令判断の目安。

### ◆浸水

ものが水にひたったり、水が入りこむこと（用例：床下浸水。低地の浸水）。

### ◆冠水

農地や作物、道路が水をかぶること。

### ◆決壊

河川の増水により、堤防が壊れること。

### ◆氾濫

河川の水がいっぱいになってあふれ出ること。

### ◆内水氾濫

河川の水位の上昇や流域内の多量の降雨などにより、河川外における住宅地などの排水が困難となり浸水すること。

※内水氾濫の対語として、河川の氾濫を「外水氾濫」ともいう。

### ◆洪水

河川の水位や流量が異常に増大することにより、平常の河道から河川敷内に水があふれること、及び、堤防等から河川敷の外側に水があふれること。

※水文学における「洪水」の定義では、降雨や融雪などにより河川の水位や流量が異常に増大すること。